

愛歯国保 だより

みなさまの
心と体の
健康づくりを
お手伝い

No.8

2017.10

詳細はホームページを

<http://aishik.jp/>



Contents

第119回組合会が開催されました	P2	「えらべる倶楽部」をご活用ください	P6
第27期 役員のご紹介	P4	適切な医療の受け方	P7
セルフメディケーション税制について	P5	こんなときは保険証が使えません	P8

第119回 組合会が開催されました

■平成29年7月20日(木) 愛知県歯科医師会館

6月9日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2017」、いわゆる骨太方針を閣議決定いたしました。経済財政再生計画では、社会保障の自然増を年間5,000億円に圧縮するという枠が設定されており、実態は6,500億円を軽く超える伸びが予想されており、その差を厳しく締めつけてくるのではないかと心配しております。

また、30年度は集中改革期間の最終年度にあたり、骨太方針2017は、社会保障の効率化など、歳入・歳入両面にわたって手綱を緩めることなく取り組みを進めると、強硬な姿勢で臨んでいます。一方、地域に目を移しますと、従来の市町村国保は30年度から財政単位が都道府県に移行されます。その際、地域医療構想による医療計画や介護需要計画が強硬に推進されることが予想され、都道府県知事の強いリーダーシップが不可欠であると、塩崎厚生労働大臣も述べておられます。社会保障改革でのキーワードとされるのは都道府県のガバナンスの強化であるようです。当然ながら、私も愛知県歯科医師会国民健康保険組合は県行政の管轄下で指導を受けており、ガバナンス強化による強権指導への対策を急いで検討する必要があると考えております。

また、医療費適正化やデータヘルス計画の推進、さらには国保の保険者努力支援制度やインセンティブ強化に対して、対策がどんどんとられてまいります。これに対抗する策を講じる必要が早急にあると考えております。

このような状況の中、当組合の28年度決算は何か単年度収支で赤字となりましたが、引き続き国や県、市町村などの動きを注視し、国保組合を取り巻く環境を的確に見極めながら、保険料改定や事業内容の検討などが必要であると思われれます。

今後も、段階的に引き下げとなる国庫補助への対応、予測困難な後期高齢者支援金や前期高齢者納付金支出、増加する医療費の問題など、組合運営は年々厳しいものとなっていくことが予測されます。歯科医師とその従業員、家族による相扶共済の理念に基づき、将来的にも持続可能な運営となるよう皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

理事長 塚原 邦秋



次の各議案が慎重審議の結果、
原案通り承認可決されました。

第1号議案

平成28年度愛知県歯科医師会国民健康保険組合歳入歳出決算の承認を求める件
併せて財産目録および備品目録の承認を求める件

第2号議案

平成28年度愛知県歯科医師会国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分(案)に関する件

第3号議案

愛知県歯科医師会国民健康保険組合保険料賦課方式の変更(案)の件

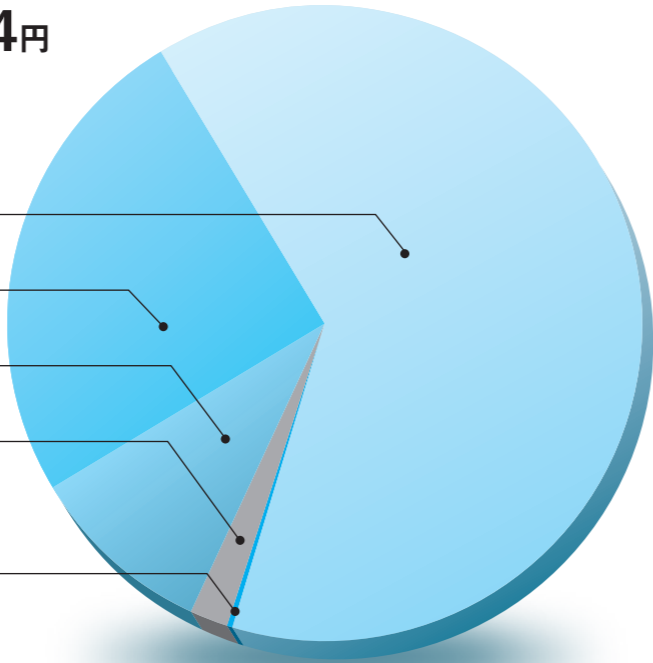
平成28年度 こんな事業を実施しました

- 特定健診および保健指導 2,791名
- 健康診断受診者補助 1,012名
- B型肝炎受診者補助 37名
- 健康世帯への記念品贈呈 35世帯
- 「えらべる倶楽部」の利用 4,007名

平成28年度 歳入歳出決算

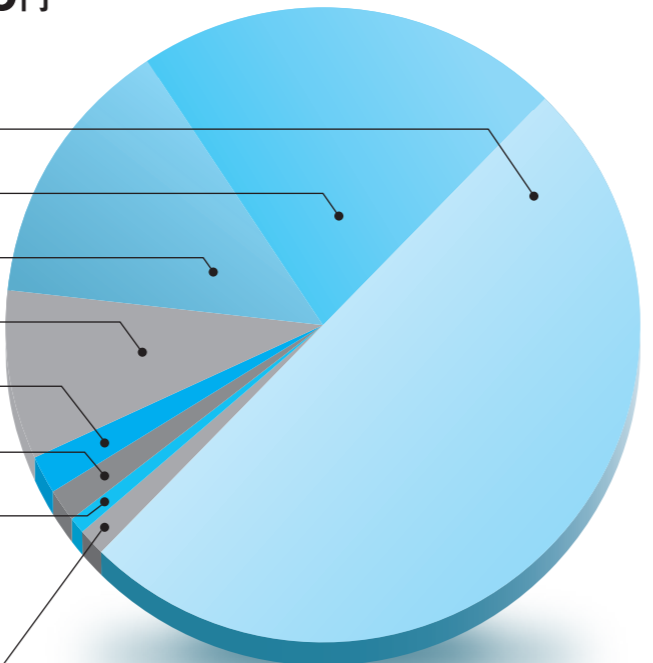
5,559,245,504円

国民健康保険料	3,523,397,200円
国庫支出金	1,402,373,172円
繰越金	518,818,105円
共同事業交付金	108,962,000円
諸収入	4,718,351円
財産収入	976,676円



4,745,568,175円

保険給付費	2,384,722,593円
後期高齢者支援金等	1,022,021,244円
前期高齢者納付金	661,261,425円
介護納付金	407,188,427円
共同事業拠出金等	96,947,000円
総務費	70,557,519円
諸支出金	43,050,327円
保健事業費	55,080,671円
積立金	2,930,000円
組合会費	1,800,219円
老人保健拠出金	8,750円



歳入歳出差引額 813,677,329円

(剰余金の処分)
平成29年度会計へ繰越 813,677,329円

単年度収支額 294,859,224円

法人組織の事業所等の
**健康保険被保険者
適用除外承認申請**
の手続きはお済みですか？

すでに歯科医師国保組合に加入されている事業所(正組合員)が、法人組織(一人医療法人を含む)の事業所、または強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)になった場合は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっておりますが、健康保険の適用除外承認の申請をすれば歯科医師国保組合の被保険者として継続することができます。厚生年金は強制加入となります。

健康保険被保険者適用除外承認申請が必要な事業所は

- 法人組織の事業所に新しく雇われた従業員
- 個人事業所が新しく法人組織の事業所になる場合
- 個人事業所で従業員が5人以上になった場合

個人事業所の従業員(常勤)が5人以上のとき、または5人以上に増えたときは、全員の健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きが必要になります。
(個人事業主については、健康保険被保険者適用除外申請の対象になりません)
なお、**法人事業所の新規加入はできません。**

事業主のみなさまへのお願い

この健康保険の適用除外承認の申請を行う場合は、「**事実の発生から5日以内**」に届け出を行うのが原則であり、申請を行うことが困難と思われる場合には、可能な限り、電話等により事前に管轄する年金事務所に相談を行うことが望ましいとされています。
また、年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」は、5日以内に届け出ができなかったやむを得ない理由を記載した理由書を添付することになります。
なお、**この手続きを怠り、適用除外承認を受けずに、国保組合に加入していることは、違法状態となるため、被保険者資格を喪失しなければならない措置がとられますので、ご注意ください。**

●ご不明な点がございましたら、愛知県歯科医師国保組合事務局へお問い合わせください。TEL052-962-9539●

セルフメディケーション税制が始まりました！

2017年1月から、医療費控除の特例として、スイッチOTC医薬品の購入金額が1年間で12,000円を超えたとき、申告すれば超えた分が所得から控除され、税金が安くなる「セルフメディケーション税制」がスタートしています。

これをきっかけに、セルフメディケーションを始めてみてはいかがでしょうか？

所得控除額 対象となる医薬品の購入費用として年間12,000円を超えて支払った額(上限88,000円)

対象者 所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている人(勤務先での定期健康診断含む)。

① 特定健診 ② 予防接種 ③ 定期健康診断
④ 健康診査 ⑤ がん検診

対象医薬品 厚生労働省のWEBサイトに掲載されている医薬品(約1,600品。2017年4月18日現在)が対象となります。また、対象になるスイッチOTC医薬品の多くに、パッケージに右のようなマークが表示されています。詳しくは厚生労働省HP「対象品目一覧」で確認してください。

**セルフメディケーション
税 控除 対象**



厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>
申告の際には、スイッチOTC医薬品を購入したときのレシートや領収証が必要になります。また、従来の医療費控除と同時に利用することはできません。なお、セルフメディケーション税制は2021年12月31日までの特例措置となっております。

第27期

愛知県歯科医師
国民健康保険組合 役員のご紹介

第119回組合会において、任期満了に伴う役員改選が行なわれ、愛知県歯科医師国民健康保険組合の第27期新役員が決定いたしました。任期は平成29年8月1日～平成31年7月31日までとなっております。

役職名	氏名
理事長	塚原 邦秋
副理事長	久田 和明
副理事長	近藤 大喜
常務理事	酒井 義仁
常務理事	渡部 真法
常務理事	榮 祥宏
理事	松田 朋広
理事	酒井 功支
理事	森 清人
理事	齊藤 伸明
理事	徳倉 良行
監事	山田 響介
監事	栗田 智

**歯科医師国保被保険者
に対する給付範囲**

当組合は歯科医師国保という特殊性から、歯科医療費の保険請求の自粛をお願いしております。ご不明な点は愛知県歯科医師国保組合までおたずねください。

- ① 自院での診療はすべて不可です。
- ② 他院の準組合員およびその家族についてはすべての診療が可、正組合員およびその家族については歯冠修復および欠損補綴以外の診療は可です。

	自院での診療	他院での診療	
		歯冠修復および欠損補綴	左記以外
正組合員	×	×*	○
正組合員の家族	×	×*	○
準組合員	×	○	○
準組合員の家族	×	○	○

*但し窩洞形成・充填・充填材料については可です。



制度改正インフォメーション

今年10月に実施される制度改正についてお知らせします。

**平成29年10月から、65歳以上の入院時
居住費の負担が引き上げられます。**

入院時の居住費(光熱水費相当額)は、介護保険施設では1日370円負担していることから、65歳以上の医療療養病床への入院患者の居住費が引き上げられます。

なお、平成30年4月からは、医療区分にかかわらず370円に統一されます(難病患者を除く)。

**65歳以上の医療療養病床入院時の居住費
(平成29年10月～平成30年3月)**

医療区分	負担額(日額)
医療区分I	320円 → 370円
医療区分II・III*	0円 → 200円
難病患者	0円

*医療の必要性の高い人



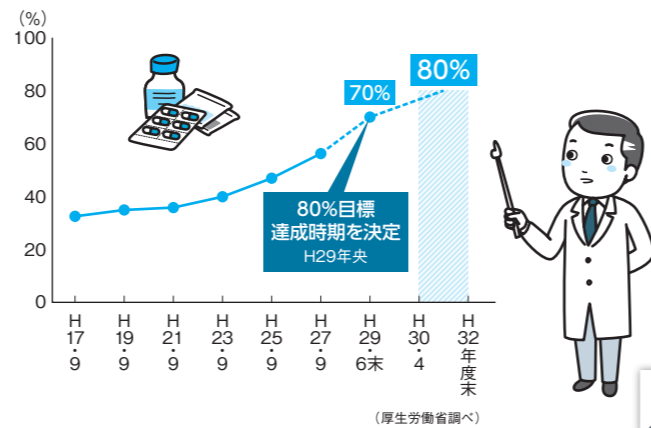
適切な医療の受け方を考える

ジェネリック医薬品

～数量シェア目標80%(厚労省)～

国は、後発医薬品を普及させることは患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとし、平成27年6月の閣議決定において平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に数量シェア80%以上とする新たな目標を定めています。

この80%目標の具体的な達成時期については、平成29年6月の閣議決定において、平成32年9月までにできる限り早期に達成できるよう、さらなる使用促進策を検討するとしています。



接骨院・整骨院

～保険証が使える範囲は限られています～

接骨院・整骨院は、『柔道整復師』と呼ばれる専門職による施術をする施設で医療機関ではありません。そのため、保険証が使える範囲は限られています。

○ 使える場合	✕ 使えない場合	ご注意ください!
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外傷性の骨折 ○ 脱臼 ○ 打撲 ○ 捻挫 ○ 挫傷(肉離れ等) <small>※骨折、脱臼については応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ✕ 日常生活における単なる疲労、肩こり、筋肉疲労 ✕ 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節痛、ヘルニア等)が原因で起こる痛みやこり ✕ 脳疾患後遺症等の慢性病 ✕ マッサージがわりの利用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷の原因を正しく伝えてください。 2 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。 3 領収証は大切に保管してください。 4 治療が長期にわたり、内科的要因が疑われる場合は一度医師へご相談ください。 5 医療機関での治療との重複受診はおこなわないでください。

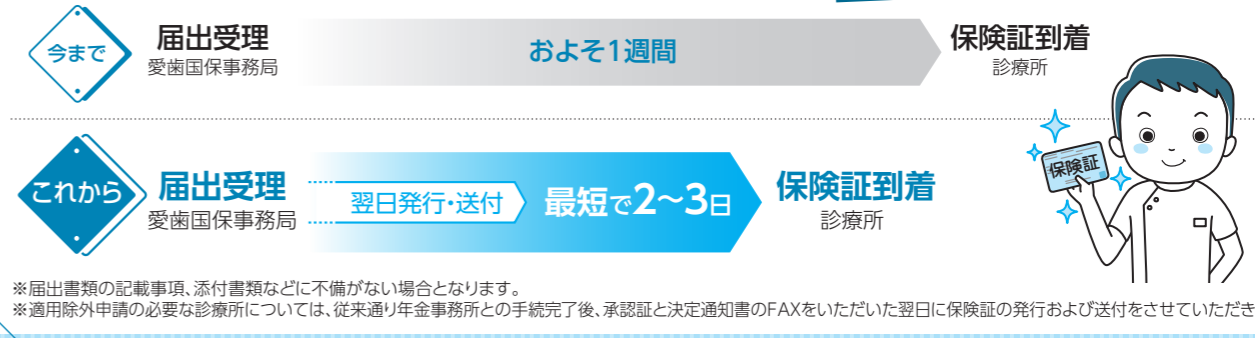
はり・きゅう

～保険証が使える要件は限られています～

○ はり・きゅうの施術で保険証が使える場合	
<p>要件 1 対象となる傷病であること 下記の傷病であることが条件です</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 神経痛 ● リウマチ ● 頸腕症候群 ● 五十肩 ● 腰痛症 ● 頸椎捻挫後遺症 <small>※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。</small>	<p>要件 2 医師の同意があること はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要です。</p> <small>※医師の同意とは「医師による適当な治療手段がない場合(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合)に、はり・きゅうの施術を受けることを認める」ということです。 ※初回申請時には必ず、医師の同意書を添付してください。</small>
<p>✕ こんな場合は使えません! 日常の疲労、肩こり、筋肉痛、体調不良などは保険証が使えません。 要件を満たさないときは全額自己負担となります。</p>	

事務局からのお知らせ

保険証の発行が、事務効率化による業務短縮で、従来よりも早くなりました!



えらべる倶楽部をご活用ください

補助金額	対象商品	申込方法
会員価格から1泊あたりお一人様 大人1泊 2,000円補助 小人1泊 1,000円補助	<ul style="list-style-type: none"> ● えらべる倶楽部宿泊プラン ● えらべる倶楽部お値打ち宿泊プラン 会員専用サイト/ガイドブック掲載 ● エースJTB/JTBサン&サン JTB国内パッケージ旅行 	JTB店舗 電話 会員専用サイト <small>※えらべる倶楽部お値打ち宿泊プランはJTB店舗・電話のみの申込となります。</small>
会員価格から1泊あたりお一人様 1,000円補助 (大人・小人同額)	<ul style="list-style-type: none"> ● るるぶトラベル ● るるぶトラベルツアー 会員専用サイト 	会員専用サイト <small>※会員専用サイト以外からの申込みは補助対象外です。</small>

適用条件 年間10人泊まで
対象者 会員本人および被扶養者
※詳細は会員証と共にお届けしている「利用ガイド」「宿泊補助金のご案内」をご覧ください。
*JTB海外旅行商品のご利用分は、年間10人泊制限にはカウントされません。

上記以外にも、えらべる倶楽部では、スポーツ施設やリラクゼーション施設等をお得にご利用いただけます。

まずはアクセス
<http://www.elavel-club.com>
 ● 愛知県歯科医師国保組合のホームページからアクセスできます。
※お手元に会員証をご用意ください。仮パスワードは、会員証台紙に記載されています。

お問い合わせ
JTBベネフィット
 総合インフォメーション
 TEL.03-5646-5522

愛知県歯科医師国保組合のホームページをご活用ください!

資格取得・喪失届等、各種申請書のダウンロードなど役立つコンテンツがたくさん。ぜひご利用ください。

<http://aishik.jp/>

医療の受け方、給付のことなどがわかります

申請書のダウンロードはこちらから

えらべる倶楽部はココをチェック

知りたい情報にすぐアクセス!

歯科医師国保



こんなときは 保険証が使えません

保険証が使えるのは、治療の必要が認められる状態のときです。
次のような場合は保険証が使えませんのでご注意ください。



保険証が使えない場合

- ◆ 仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきが など
- ◆ 回復の見込みがない
近視、遠視、乱視、斜視、色盲 など
- ◆ 美容のための整形手術
- ◆ 身体の機能にさしさわりのない先天性疾患
- ◆ 予防注射や予防内服
- ◆ 健康診断、生活習慣病検査、人間ドック
- ◆ 正常な妊娠、出産
- ◆ 経済的理由による人工妊娠中絶



保険証が使える場合

- ◆ 治療を必要とする症状があるもの
- ◆ 視力に変調があって診てもらったときの診察、検査、眼鏡の処方箋
- ◆ けがの処置のための整形手術
- ◆ 美容のためでなく、社会通念上治療の必要があると認められるもの
- ◆ 感染している可能性がある場合の破傷風の予防注射 など
- ◆ 検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療
- ◆ 妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの
- ◆ 経済的理由による場合以外の母体保護法に基づく人工妊娠中絶

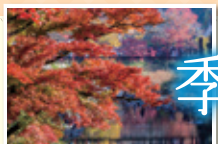


こんなときは
保険証が使えますが

愛知県歯科医師国保組合に 届け出が必要

- 交通事故にあった
- 他人の飼い犬などに
かまれた
- 看板などが倒れて
ケガをした
- 他人から暴力を受けた
- 外食で食中毒になった

第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることはできますが、その治療費は加害者が負担すべきものです。愛知県歯科医師国保組合は治療費を一時的に立て替え、あとから加害者に負担した分を請求します。このような場合は、必ず「第三者行為による被害届」を愛知県歯科医師国保組合に提出してください。また、示談をする場合は必ず愛知県歯科医師国保組合にご相談ください。



季節の1枚

<香嵐溪の紅葉> 香嵐溪のモミジは約380年前に香積寺の11世住職三栄和尚によって植えられたのが始まりとされています。巴川の両岸は約4,000本ものモミジで覆われ、水面に写る山の色彩豊かな紅葉が訪れる人々を魅了します。(愛知県豊田市)

